法律

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十五号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　設立（第八条―第十三条）
第三章　管理
　第一節　取締役等（第十四条・第十五条）
　第二節　海外通信・放送・郵便事業委員会（第十六条―第二十一条）
　第三節　定款の変更（第二十二条）
第四章　業務
　第一節　業務の範囲（第二十三条）
　第二節　支援基準（第二十四条）
　第三節　業務の実施（第二十五条―第二十七条）
第五章　国の援助等（第二十八条・第二十九条）
第六章　財務及び会計（第三十条―第三十三条）
第七章　監督（第三十四条―第三十六条）
第八章　解散等（第三十七条・第三十八条）
第九章　雑則（第三十九条）
第十章　罰則（第四十条―第四十六条）
附則

第一章　総則

（機構の目的）

第一条　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条　この法律において「通信・放送・郵便事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一　電気通信事業（電気通信設備を他人の通信の用に供する役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。）

二　放送事業（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信の役務を提供する事業をいう。）

三　郵便事業（信書その他の郵便物の送達の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。）

四　前三号に掲げる事業が提供する役務の需要の開拓に寄与する事業その他の前三号に掲げる事業と密接に関連する事業であって、前三号に掲げる事業と事業上の損益の全部を共通にするもの

2　この法律において「対象事業」とは、海外において行われる通信・放送・郵便事業又は海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業をいう。

（数）

第三条　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（株式の政府保有）

第四条　政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

（株式、社債及び借入金の認可等）

第五条　機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式（第四十五条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十五条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2　機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3　機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなってはならない。

（政府の出資）

第六条　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

（商号）

第七条　機構は、その商号中に株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を用いなければならない。

2　機構でない者は、その名称中に海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を用いてはならない。

第二章　設立

（定款の記載又は記録事項）

第八条　機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　機構の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

二　設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）

三　政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

四　会社法第百七条第一項第一号に掲げる事項

五　取締役会及び監査役を置く旨

六　第二十三条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2　機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨

二　会社法第百三十九条第一項ただし書の別段の定め